

平成30年10月定例総会

平成30年10月3日開催

議 事 録

土佐清水市農業委員会

平成30年度第7回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年10月3日（火） 午前10時から10時25分

2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 会議室

3. 出席委員 (10人)

| | | | |
|------|----|----|-----|
| 会長 | 5番 | 中山 | 巖 |
| 職務代理 | 2番 | 岡崎 | 直正 |
| | 1番 | 黒原 | 一寿 |
| | 3番 | 山本 | 美加 |
| | 4番 | 橘 | なぎさ |
| 推進員 | 1番 | 池田 | 克彦 |
| | 3番 | 横山 | 保幸 |
| | 4番 | 宮上 | 昌三 |
| | 7番 | 田邊 | 昌一 |
| | 8番 | 池 | 俊伸 |

4. 欠席委員 (3人)

| | | | |
|--|----|----|----|
| | 2番 | 西村 | 芳秀 |
| | 5番 | 上野 | 清吉 |
| | 6番 | 弘田 | 好希 |

5. 議事日程

議案第1号 非農地証明（公用）の審議について

議案第2号 農地利用集積計画（利用権の設定）の審議について

議案第3号 その他の件について

6. 農業委員会事務局職員

| | | |
|----------------|----|----|
| 事務局長兼農林水産課長 | 二宮 | 眞弓 |
| 事務局係長兼農林水産課長補佐 | 岡田 | 哲治 |
| 農林水産課農業係主幹 | 出口 | 直人 |
| 事務局員 | 細川 | 美佐 |

会議の概要

議長
(中山会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会10月定例総会を開催いたします。

この際、本日の遅刻・欠席について、報告を申し上げます。
弘田委員・上野委員・西村委員の3名より欠席の連絡を受けております。

事務局長より、一言お願いします。

局長
(二宮)

おはようございます。今年は台風が多いと言われていますが、本当に多くて前回の24号がちょっと、清水で一番大きかったかなと思いますけど、一番、布立石の方が、再々道が通れなくなったり、こちらも一生懸命やっておると思いますが、ご迷惑かけていると思います。皆さんそれぞれ、濱田も回りましたが、被害は大きな所は、なかったようにはと聞きますけど。小さいものはぼちぼちあったようで、それと、また台風25号がまた、猛烈に大きな台風みたいなのでそれぞれ、皆さん地域の皆さんの見守り、どうぞよろしくお願いします。

それでは、今日はよろしくお願いします。

議長

それでは、議事に移ります。本日の議題は、
議案第1号 非農地証明(公用)の審議について
議案第2号 農用利用集積計画(利用権の設定)の審議について
議案第3号 その他の件について

の審議についてお願いいたします。

なお、本日の議事録署名人として、1番、黒原委員。2番、岡崎委員の2名を指名いたします。

最初に、議案第1号、非農地証明(公用)の審議について、事務局より説明を求めます。

事務局
(岡田)

はい、事務局より説明をいたします。すみません、2ページ目からご覧頂いて3ページ、4ページ、5ページと写真を掲載しております。説明していきます。

まず、2ページ目の表をご覧ください。まず、申請ですが、水道課の關係の事業でありまして、窪津、上野、窪津と3つの部分が出てますので、ご確認をお願いいたします。まず、①といたしまして窪津カウノダバです、地番は記載の通りで、畑でして面積が226㎡です。写真が3ページになりまして、すでに、建物が建って、中継ポンプ、水道事業の、建てられています。平成29年1月13日に買収し、中継ポンプ常用地として整備され平成29年11月24日に完成している、公共での部分で畑を非農地として頂きたいという部分が①でございます。

②です。上野竹ノハナ、番地が記載の通りで、地目が田、面積が49㎡です。写真は4ページになります。これが、水道用地として平成17年11月28日に買収し、簡易水道取水所用地として整備され、平成18年3月20日に完成している、部分でございまして、道のちょっと下で見えにくい所でございますが、水道施設として利用しているものでございます。③です。窪津、ム子ノ山ですが、これ、結構筆が分かれてますが、記載の通りでございまして、地目が畑で合計670㎡でございます、写真の方が5ページ、という形で水道事業の整備されておりまして、数十年に亘り耕作放棄された場所でありまして、現状的には雑木が生えていて耕作不能な状態になっていたということでございます。平成29年9月27日に水道用地として買収し、排水地及び管理道として整備され、平成30年3月30日に完成しているものでございまして、5ページの写真の通り、大きな面積を整備したものでございます。これが1号議案非農地証明の公用の審議の説明でございまして、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 以上で議案についての説明が終わりました。ご意見がありましたら、はい。

横山委員 よく分からんのですが、公用の場合の中で非農地証明は先に取りのべきやないがですか？

事務局 (岡田) はい、すみません。事務局より説明します。土佐清水市非農地証明基準というのがございまして、その部分の今回該当した部分で農地転用許可を要しない事案等で、転用行為が完了している土地、という部分を適用させていもらって、事業を進めた後で報告という事例で水道課からあげてもらいました。

橘委員 はい、すみません。窪津の場所ですが港の上の小学校へ行く方でしょうか？ それと、窪津の写真③の方は、どこになりますかね？ 部落の奥の方ですか？

事務局 (岡田) はい、すみません。この写真非常にわかりにくいですが、昔、小学校へ上がって行った上のダバと言いますかね。上の道の所になります。

橘委員 3番は？ 写真③は、5ページの。

事務局 5ページは、奥ですね。窪津の奥の方になります。

黒原委員 この非農地証明は何に使うがですか？ 農業委員会では非農地証明を出す。それは何に使うがですか？

事務局 (岡田) 通常であれば、横山委員の言ったように、個人の方でございましたら、非農地証明をもらってですね、その後に農地を非農地として動かすとか、という形で

使うがですけど、今回の場合、公用で先に事業を行った後で、農地、地目が田とか畑になってますので、これを公共用地として変更する予定でございます。農地から除外します。

黒原委員 水道課の財産の整理ためにということですか？ 登記はすんじょうがでね？

事務局 (岡田) 登記の地目を変えてもらわんと、うちで管理している農地が残ってしまいますので、その為です。

黒原委員 登記をするにということ？

事務局 (岡田) そうです。田畑から変更して頂かないといけないので、管理する農地が残ってしまいます。このまま置いておくと。

局長 農地台帳から外す為にということところが一番近いですかね。

事務局 (岡田) どうしても、僕が変わって来てから見ましたけど、道路敷とかで微妙に残っている田畑が存在しちゃうがです。出来る限り、公共で使えないものは、ちゃんと精査して行きたいという、事務局も考えがあります。

議長 他にありませんか？

岡崎委員 このように、公共の場合はそうですけど、個人の場合はどうですかね。畑に倉庫を建てたり、墓地にしたりしちゃう所もありますがね、それは、個人が気付いたら非農地証明を貰うて登記を変えろという形よね。

転用する場合は前もって許可をもらうてせないかんということよね。

事務局 (岡田) その通りです。知らずにやっている部分も多々あると思います。気が付いた時には事後になりますが、理由書付けて出すという形もありますので、出来るだけ農地である以上、農業委員会で管理して行く事になりますので、ぜひ、そういう説明等、よろしくお願いします。

山本委員 すみません。ちょっとはつきり分からないんですけど、何ヶ月か前に農水省の会議に出た時に、セメント？ 農地に倉庫を建ててセメントを打って、作業場として使う時も農地として出来るようになったと聞いたがですけど。

事務局 農地として？

山本委員 農地として使えると聞いたがですけど。なりました。って聞いたがですよ。

私、転用で5条使わんといかん思いよったがですよ、倉庫を建てる時とか。何月やったろうか？ 何時やったか忘れたがですけど・・・。

事務局 (岡田) 多分その、詳細なところはズレがあるかもしれませんが、面積、面積下限があって、一定の面積内であったら、農業用倉庫は建てれますよ。

山本委員 建ててセメントとか打った場合も、農地としてかまんという。

事務局 農地の中の、必要面積分はそれでかまん。かまんです。

山本委員 今までよりも、それがさらに、作業場として使うてもかまんようになった。という話を聞いたがですけど。

事務局 (岡田) 面積要件は、多分変わってないので、何㎡とかあるので、後、必要なところ以上は、多分いかんはずなので、埋め立て全部とかは多分ダメなので、ちゃんと必要性をいうて面積要件の中でという。

中山委員 前に、僕がやった時はね、農業委員会に出した時にはね、面積の内の何㎡くらいを、という事で農業委員会に出して、そこで許可を得て、倉庫を建てた所が、そうやってしたがやった。農地の中にこれだけの倉庫を建てます。というがを農業委員会に出して、地目は農地のままで許可を得て倉庫を建てた。

山本委員 去年やったかな、去年会に行った時に、こうこうでこうなりましたよ山本さん。って言われたがですよ。前と少し条件が変わっちゃう様な感じで言われたがですけど。

事務局 (岡田) ちょっと確認してみますね。自分の認識ではまだ、面積要件があると思っ
ているので、ちょっと確認してみます。ありがとうございます。

議長 その他にありますか？ 無いようですので、採決に移ります。
議案第1号 非農地証明（公用）の審議についてをお諮りします。

議長 農地利用最適化推進委員の方のご意見はございませんか？ ないですね。
それでは、農業委員の挙手による採決をいたします。挙手願います。
挙手全員であります。よって本件は可決と致します。

次に、議案第2号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について事務局より説明を求めます。

事務局
(出口)

議案書6ページをご覧ください。議案第2号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について、ご説明をします。

借受人地区上野。氏名年齢住所は記載の通りです。担当委員さんは池委員さんになります。認定所在地は記載の通り、地目は田、面積は3,024㎡、作物は、キュウリを行う予定です。始期につきましては平成30年10月10日。終期は平成40年10月9日までとなっております。賃料等については、10a当りの賃料が73,000円で、農協口座への振込となります。借受人の農業経営の状況については、農業従事日数が270日。世帯員3名の内3名が農業従事者です。雇用労働力については90日。農機具所有状況につきましては、コンバイン1台、トラクター1台、田植機1台、軽四トラック1台、乾燥機1台となっております。7ページに航空写真、現況写真を添付しております。以上、いずれも借受人は農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の要件等の抵触も無く、要件を満たしていると考えますが、よろしくご審議のほどお願いします。

議長

説明が終わりました。質問のある方。

池委員

当初の利用権が終期を迎えた為に、園芸ハウスをやっている為に、また、引き続き、利用権設定の申請をしてきたところです。審議のほど、よろしく申し上げます。

場所については、国道321号線、益野橋の信号のところを、上野方面に市道を400mぐらい行ったところに、自衛隊の通信基地の入り口、市道から30mほど入ったところの、右側のハウスです。審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ご意見はありませんか？ 無いようですので採決に移ります。

議案第2号 農用地利用集積計画（利用権の設定）の審議について、をおはかりします。

農地利用最適化推進委員の方のご意見はございませんか？

推進委員

なし。

議長

農業委員の方の意見はございませんか？

農業委員

なし。

議長

それでは、農業委員の挙手による採決を致します。賛成の方挙手願います。挙手全員であります。よって本件は可決と致します。

次に 議案第3号 その他の件について

次回開催日について、11月定例総会は11月2日（金）午前10時からといたします。場所は、土佐清水市役所、第一会議室といたします。

議長

平成30年度農業委員会研修会の参加状況について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局
(岡田)

すみません。8ページでございます。その他の3号議案の訂正がありまして次回開催日については、間違いありませんが、その下の行が、前の文章がそのまま付いてまして、田中氏の研修はありませんので消しておいてください。

また、呼びますが次回ではございません。すみません。

今回は、平成30年9月21日に、平成30年度農業委員会研修会ということで、幡多地区で、黒潮町「ふるさと総合センター」で開催されまして、参加者12名で土佐清水市から参加しております。この件につきましては、月報の方で会に参加ということで記載をお願いいたします。同様の会をですね農業委員の質を高める為に行って行きますので、今月はちょっと準備が出来ませんでした。が、利用権の設定やりました。とか、非農地証明のことであったりとか、勉強会をこの後、色々もって行きますので、よろしく申し上げます。以上、事務局の説明です。

議長

これで、本日の定例総会を終了いたします。